

リョーノーファクトリー株式会社に対する勧告等について

令和7年10月9日
公正取引委員会

公正取引委員会は、リョーノーファクトリー株式会社（以下「リョーノーファクトリー」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、リョーノーファクトリーに対して勧告を行った。

また、リョーノーファクトリーの親会社である三菱マヒンドラ農機株式会社（以下「三菱マヒンドラ農機」という。）に対して申入れを行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	6280001000882
名称	リョーノーファクトリー株式会社
本店所在地	松江市東出雲町揖屋686番地1
代表者	代表取締役 佐藤 潔
事業の概要	農業機械等の製造販売
資本金	2000万円

2 みなし親事業者・下請事業者規定（下請法第2条第9項。以下「みなし適用規定」という。）の適用

- (1) リョーノーファクトリーの資本金の額は、令和5年10月1日以降、1000万円を超え3億円以下であり、また、同日以降、資本金の額が3億円を超える法人たる事業者である三菱マヒンドラ農機がリョーノーファクトリーの総株主の議決権の全部を有し、リョーノーファクトリーの全ての役員は三菱マヒンドラ農機の役員等を兼ねている。
- (2) リョーノーファクトリーは、三菱マヒンドラ農機から農業機械の製造の委託を受け、その構成する部品の製造を個人又は法人たる事業者に再委託しており、当該再委託額は、三菱マヒンドラ農機から製造を請け負った農業機械の製造受託額の大部分を占めている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所下請課
電話 082-228-1520（直通）
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

- (3) リョーノーファクトリーの資本金の額は1000万円を超え3億円以下であるため、下請法第2条第7項第2号及び同条第8項第2号の規定により、リョーノーファクトリーが個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し製造委託をする場合、リョーノーファクトリーは親事業者に、当該製造委託を受ける事業者は下請事業者に該当する。

加えて、本件については、前記(1)及び(2)の事実により、前記(2)の再委託先である個人又は法人たる事業者が三菱マヒンドラ農機から直接製造委託を受けるものとすれば同条第8項各号に規定する下請事業者に該当することとなるときは、みなし適用規定（下請法第2条第9項）が適用されるため、リョーノーファクトリーが資本金の額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者に対して行っている前記(2)の再委託について、リョーノーファクトリーは親事業者と、当該再委託を受ける事業者は下請事業者とみなされる。

3 違反事実の概要

- (1) リョーノーファクトリーは、前記2(2)の再委託先である個人又は法人たる事業者のうち、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者及び資本金の額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者に対して、自社が製造を請け負う農業機械を構成する部品の製造を委託している。
- (2) リョーノーファクトリーは、資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対して、自社が製造を請け負う建設機械を構成する部品（以下前記(1)の農業機械を構成する部品と併せて「本件部品」という。）の製造を委託している（以下この受託者と前記(1)の受託事業者を併せて「本件下請事業者」という。）。
- (3) リョーノーファクトリーは、本件下請事業者に対して自社が所有する金型、木型及び治具（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和5年10月1日以降、当該金型等を用いて製造する本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、本件下請事業者に対し、8,993個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、本件下請事業者の利益を不当に害していた（本件下請事業者57名）。
- (4) リョーノーファクトリーは、令和6年3月から令和7年8月までの間に、前記8,993個の金型等のうち780個の金型等を廃棄している（本件下請事業者1名）。
- (5) リョーノーファクトリーは、令和6年10月から、前記8,993個の金型等のうち2個の金型について、当該金型を貸与していた本件下請事業者に対し、協議を行った上で、金型の保管費用の支払を開始している（本件下請事業者1名）。

※ リョーノーファクトリーは、本件下請事業者に貸与している金型等について、一部の本件下請事業者との間で、廃棄及び保管費用の支払に関する協議を開始している。

4 勧告の概要

- (1) リョーノーファクトリーは、本件下請事業者に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- (2) リョーノーファクトリーは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記3(3)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (3) リョーノーファクトリーは、今後、下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対して金型等の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (4) リョーノーファクトリーは、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (5) リョーノーファクトリーは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。
- (6) リョーノーファクトリーは、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

5 三菱マヒンドラ農機への申入れの概要

三菱マヒンドラ農機は、子会社であるリョーノーファクトリーの行為が法令に適合することを確保するための体制を整備すべき立場にあることなどを踏まえ、公正取引委員会は、三菱マヒンドラ農機に対し、今後、三菱マヒンドラ農機のグループ会社で下請法の親事業者該当し得る事業者が下請法を遵守するための実効性のある取組を実施するよう申し入れた。



下請取引の内容

- …農業機械又は建設機械を構成する部品【本件部品】の製造委託
- …本件下請取引については、**みなし親事業者・下請事業者規定**※1
【略称：**みなし適用規定**】の適用あり
(詳細は「概要②」のとおり)

金型等の貸与

- …本件部品の製造に使用する金型等を貸与
(金型等はリョーノーファクトリーの所有物)



金型等の保管状況

下請事業者（農業機械等を構成する部品の製造）
57名

違反行為の概要

リョーノーファクトリー(株)は、遅くとも令和5年10月1日以降、
本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、
下請事業者 **57名** に対して **8,993個** の金型等を
自己のために**無償で保管**させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

不当な経済上の利益の提供要請※2に該当

公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議で確認すること

等

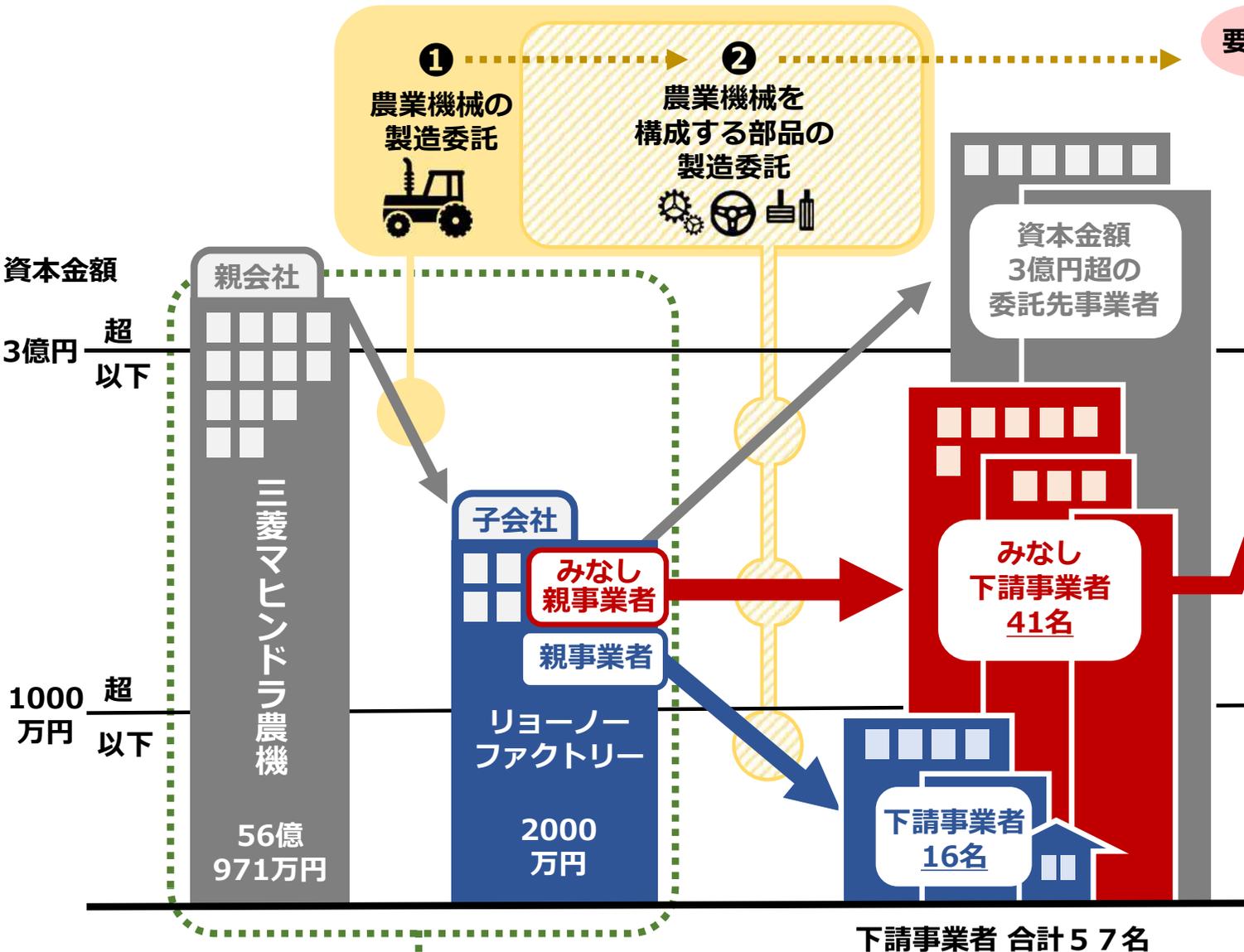
※1 下請法第2条第9項（「概要②」参照）
※2 下請法第4条第2項第3号は、親事業者が自己のために下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止している。

リョーノーファクトリー株式会社に対する勧告（概要②）

「みなし適用規定」の適用について



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



要件2

①の委託金額のうち
②の委託金額が大部分を占めている。

「みなし適用規定」の適用により
拡大される本件下請取引該当部分

みなし適用規定（下請法第2条第9項）

資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造等の行為の全部又は相当分について再委託をする場合において、再委託を受ける事業者が、上記下線の事業者から直接製造委託等を受ける場合には下請法の下請業者に該当する事業者であるときは、この法律の適用については、**再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請業者とみなす。**

要件1 三菱マヒンドラ農機がリョーノーファクトリーの議決権の全部を有し、リョーノーファクトリーの全役員は三菱マヒンドラ農機の役員等を兼務。

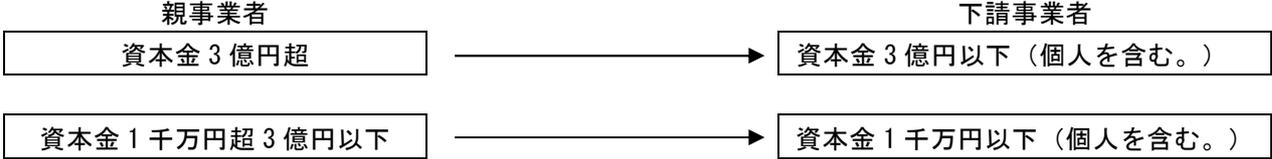
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

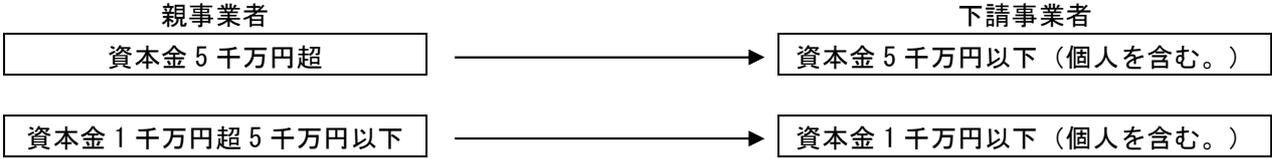
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当分について再委託をする場合（第七項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 (略)

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 (略)

(勸告)

第七条 (略)

2 (略)

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。